

第 5 4 号議案

亀岡市食肉センター条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市食肉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 水曜日

第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 食肉流通の実情を踏まえ、休館日を改めること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。